

二本松市公設地方卸売市場条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第4条—第9条）
 - 第2節 買受人（第10条—第12条）
 - 第3節 関連事業者（第13条—第14条の2）
- 第3章 保証金（第15条）
- 第4章 売買取引及び決済の方法（第16条—第31条）
- 第5章 卸売の業務に関する品質管理の方法（第32条）
- 第6章 市場施設の使用（第33条—第39条）
- 第7章 管理（第40条）
- 第8章 補則（第41条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、二本松市公設地方卸売市場条例（平成17年二本松市条例第140号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時営業及び臨時休業の承認）

第2条 卸売業者が休日に営業し、又は休日以外の日に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営（休）業承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（販売開始時刻等）

第3条 条例第5条第2項により規定する卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。

販売開始時刻	販売終了時刻
午前6時	午前11時30分

2 市長は、卸売業者又は買受人の申出により必要があると認めるときは、前項の時刻を臨時に変更することができる。

3 卸売の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（許可申請）

第4条 条例第6条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、卸売業務を開始しようとする日の30日前までに、卸売業務許可申請書（第1号の2様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員名簿
 - (4) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）別記様式第2号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により卸売業務を許可したときは、卸売業務許可証（第1号の3様式）を交付するものとする。
- 3 卸売業者は、前項の卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 卸売業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、許可証の再交付を受けなければならない。
- 5 卸売業者は、条例第6条の2の許可を受けた場合は、許可証の書換えを受けなければならない。
- 6 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書（第1号の4様式）を市長に提出しなければならない。
- （事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請）

第4条の2 条例第6条の4の規定による認可を受けようとする者は、事業譲渡し等に係るときにあっては卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第2号様式）、合併に係るときにあっては卸売業者の合併認可申請書（第2号の2様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による認可をしたときは、卸売業務許可証を当該申請者に交付する。
- （届出事項）

第5条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに物品の保管（保管費用等）処理届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第30条第2項の規定による買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき。
- (2) 買受人がその買受代金又は条例第30条第2項及び第3項の規定による保管の費用若しくは差損金の支払を怠ったとき。

- 2 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく定款等変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
 - (1) 定款を変更したとき。
 - (2) 役員に変更があったとき。
 - (3) 資本金又は出資の額に変更があったとき。
 - (4) 総会の決議があったとき。
- 3 卸売業者又はその相続人若しくはその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく解散（廃業、商号等変更）届（第5号様式）又は業務（開始、休止、再開、廃止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
 - (1) 卸売業者が死亡し、失踪し、又は解散し、若しくは廃業したとき。
 - (2) 卸売業者が氏名、商号又は住所を変更したとき。
 - (3) 卸売業者（主たる社員又は役員も含む。）が起訴されたとき、及びその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者になったとき、又はその判決があったとき。
 - (4) 前号に規定する者が破産の宣告を受けたとき。
(せり人の登録又は登録更新の申請)

第6条 卸売業者は、条例第7条第1項の規定によるせり人の登録について、せり人登録申請書又はせり人登録更新申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けようとするせり人の履歴書
 - (2) 住民票抄本
 - (3) 市町村長の発行する身分証明書
 - (4) 写真（書類提出前3箇月以内に撮影したもので正面向上半身・脱帽ライカ判2枚）
- 2 市長は、前項の提出があったときは、次項の規定による場合を除き登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿（第8号様式）に登載し、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、せり人登録証（第9号様式）及びせり人章（第10号様式）を交付するものとする。
 - 3 市長は、条例第7条第1項の登録の申請があった場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。
 - (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

- (3) 登録の取消しを受けてその取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - (4) 市場の買受人又はその者の役員若しくは使用人
 - (5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者
- 4 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定について試験を行うことができる。
- 5 条例第7条第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。
(せり人の登録証等の再交付申請)

第7条 卸売業者は、せり人が登録証又はせり人章を紛失し、又は損傷したときは、直ちにせり人登録証（せり人章）紛失（損傷）届（第11号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、卸売業者は、その実費を弁償しなければならない。

(記章等の着用)

第8条 卸売業者の役員及び使用人は、市場内において常に一定の記章及び帽子を着用しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の記章及び帽子を定めたとき又は変更したときは、直ちに役員等の記章及び帽子の指定（変更）届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業報告)

第9条 卸売業者は、事業年度の末日現在における事業報告書を作成し、その日から起算して90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

第2節 買受人

(承認申請)

第10条 条例第8条第1項の規定により買受人としての承認を受けようとする者は、買受人承認申請書（第13号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（法人にあっては定款又は規約）
 - (2) 住民票抄本（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）
 - (3) 市町村長の発行する身分証明書（法人にあっては役員全員）
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、条例第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、買受人承認書（第14号様式）及び買受人章（第15号様式）を当該申請者に交付するものとする。
- 3 買受人は、市場内において買受人章を常に着用しなければならない。
- 4 買受人は、第2項の買受人章を紛失し、又は損傷したときは、直ちに買受人章再交付申請書（第16号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(買受人参加補助者の承認等)

第10条の2 買受人は、市場において卸売業者の行う卸売に参加させる者（以下「買受人参加補助者」という。）について、市長の承認を受けなければならない。

2 買受人は、前項の承認を受けようとするときは、買受人参加補助者承認申請書（第14号の2様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票抄本
- (3) 市町村長の発行する身分証明書

3 市長は、前項の承認をしたときは、買受人参加補助章（第15号の2様式）を買受人参加補助者に交付するものとする。

4 買受人参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、買受人参加補助章を常に着用しなければならない。

（届出事項）

第11条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく解散（廃業、商号等変更）届（第17号様式）又は業務（開始、休止、再開、廃止）届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 買受けの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 買受けの業務を廃止しようとするとき。
- (3) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人（相続人が2人以上ある場合においてはその代表者）又は清算人は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（買受人組合）

第12条 買受人が買受人をもって組織する組合を設立したときは、その規約、役員の氏名及び組合員数を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3節 関連事業者

（関連事業者の業務）

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定める関連事業者の業務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条の取扱品目以外の食料品の卸売業
- (2) 飲食業
- (3) 雑貨販売業
- (4) 包装資材販売業
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（許可申請）

第14条 条例第11条第2項の規定により関連事業者になろうとする者は、関連事業許可申請書（第19号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（法人にあっては定款又は規約）

- (2) 住民票抄本（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）
 - (3) 市町村長の発行する身分証明書（法人にあっては役員全員）
 - (4) 納税及び資産証明書（法人にあっては貸借対照表）
 - (5) 事業計画書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、関連事業者の許可をしたときは、関連事業許可証（第20号様式）を当該申請人に交付する。

（準用）

第14条の2 第4条、第5条第2項及び第3項、第8条、第9条、第10条第4項、第11条並びに第12条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、「卸売業者」又は「買受人」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。

第3章 保証金

（保証金）

第15条 条例第13条の規定による卸売業者及び関連事業者の預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者
 - ア 青果部 1,500,000円
 - イ 水産物部 1,000,000円
 - (2) 関連事業者 120,000円
- 2 前項の保証金には、利息を付さない。

第4章 売買取引及び決済の方法

（せり売の方法）

第16条 せり売は、購買物品について荷口ごとに荷印及び数量（重量）その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

- 2 価格は、せり人が最高申込価格を3回呼びあげたとき、その申込者をせり落とし人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法によりせり落とし人を決定する。
- 4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちに価格、数量及び買受人章番号（以下「番号」という。）又は氏名若しくは商号を呼びあげなければならない。

（入札の方法）

第17条 入札は、販売物品について荷口ごと荷印、等級及び数量その他必要な事項を提示し、又は呼びあげた後入札人に対し一定の入札用紙に番号又は氏名若しくは商号及び入札金額その他必要な事項を記載させてこれを行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。ただし、

指値のある受託物品については、その最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、入札売の場合に準用する。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者を確認できないとき。
- (2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。
- (3) 入札に際して不正な行為があったとき。

(再入札)

第19条 前項の規定により入札が無効になった場合には、卸売業者は、開札のときにその理由を明示し、当該入札が無効である旨を知らせるとともに、再入札をしなければならない。

(異議の申立て)

第20条 せり又は入札に参加した者は、そのせり落とし、又は落札について異議があるときは、直にその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立について正当な理由があると認めたときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(物品の上場順位及び変更)

第21条 物品の上場順位は、物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 同一品目に属する受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

3 卸売業者は、前2項の規定にかかわらず、相当の理由があるときは、上場順位を変更することができる。

4 前項の規定により上場順位を変更したときは、直ちに上場変更届(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

(市場以外にある物品の引渡しの禁止)

第22条 条例第25条第2項の指定を受けようとする卸売業者は、市場以外にある物品引渡申出書(第22号様式)にその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第23条 条例第26条の規定により受託契約約款を定め、又は変更したときは、速やかに受託契約約款承認(変更承認)申請書(第23号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受託場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(買入物品の引取違反並びに保管費用及び差損金の支払)

第24条 条例第30条第2項の規定による買入物品の引取りを怠ったときとは、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由なくこれを引き取らないとき。
- (2) 買受人の所在が不明であるため引取りの請求ができないとき。

2 条例第30条第2項の規定により卸売業者が保管に要した費用はその買受人の物品を引き取ったときに、同条第3項の規定による差損金は卸売業者がその物品を他の者に卸売をした当日において、当該引取りを怠った買受人がこれを支払わなければならない。

(販売原票等の提出及び交付)

第25条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（第24号様式）を作成し、販売終了後その写しを速やかに市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票に基づき売渡票（第25号様式）を作成し、これを買受人に交付しなければならない。

3 卸売業者は、条例第34条の規定により売買仕切書（第25号の2様式）を委託者に送付したときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(取扱品目以外の物品の受託届出)

第26条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属さない物品について販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(卸売代金の変更)

第27条 条例第41条に規定する正当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が指定する検査員の確認を受けたときとする。

- (1) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。
- (2) 見本と現品の品質が著しく相違しているとき。

- (3) 粗悪品が混入し選別不十分と認められるとき。
- (4) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があったとき。

(出荷者不明物品の処理)

第28条 卸売業者は、出荷者不明の物品があるときは直ちに出荷者不明物品販売承認申請書（第26号様式）を市長に提出し、当該物品について市長の検査を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の検査を受けた後、市長の承認を受け、その物品を販売することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による承認の申請があったときは、必要により他の適当な措置を命ずることができる。
- 4 市長は、第1項の検査又は第2項の承認をしたときは、利害関係人の請求によりこれに関する証明書を交付する。

(卸売予定数量等の報告)

第29条 条例第32条第1項の規定による報告については卸売予定数量報告書（第27号様式）により卸売販売開始時刻の30分前までに、同条第2項の規定による報告については市況報告書（第28号様式）及び売上高報告書（第29号様式）により販売後、速やかに行わなければならない。

(奨励金交付の承認申請)

第30条 卸売業者は、条例第37条第1項の規定による出荷奨励金の交付の承認を受けようとするときは出荷奨励金交付承認申請書（第30号様式）を、同条第2項の規定による買受代金完納奨励金の交付の承認を受けようとするときは完納奨励金交付申請書（第31号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、毎年3月15日までにその年の4月1日から翌年3月31日までの分について行わなければならない。
- 3 卸売業者は、第1項の規定による承認事項の内容を変更しようとするときは、実施予定の15日前まで市長に申請しなければならない。
- 4 第1項の承認を受けた卸売業者が承認事項の内容を廃止したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

(委託手数料の率の区分等)

第31条 条例第38条第1項に規定する規則で定める委託手数料の率の区分その他の必要な事項は、次に掲げる取扱品目別の区分とし、毎年4月1日を当該委託手数料の率の適用開始日とする。

- (1) 野菜及びこれらの加工品
- (2) 果実及びこれらの加工品
- (3) 生鮮水産物及びこれらの加工品

- (4) その他の食料品（前第3号までの加工品を除く。）
- (5) 鳥卵

（委託手数料の率の届出）

第31条の2 条例38条第1項の規定による届出は、当該委託手数料の率が最初に適用されることとなる日（以下「適用開始日」という。）の属する年の2月1日から同月10日までの間に、委託手数料率届出書（第31号の2様式）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 直近の事業報告書
- (2) 当該委託手数料の率の適用開始日以後1年間の事業計画書（第31号の3様式）、
予定貸借対照表（第31号の4様式）及び予定損益計算書（第31号の5様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示する書類

第5章 卸売の業務に関する品質管理の方法

（物品の品質管理の方法）

第32条 条例第44条の規定による品質管理の方法は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者は、卸売の業務に係る施設ごとに取扱品目、施設の設定温度及び品質管理の責任者を定め、市長に届けるとともに、施設のわかりやすい場所に掲示しなければならない。ただし、温度管理を行わない施設については、施設の設定温度を定めることは要しない。
- (2) 卸売業者は、卸売の業務に係る施設ごとに品質管理の責任者が行う次の事項について内容を定めなければならない。
 - ア 施設の温度管理に関すること。
 - イ 施設の温度の確認に関すること。
 - ウ 高温下での品質管理に関すること。
 - エ 当該卸売市場等施設の清潔の保持に関すること。
 - オ その他品質管理の高度化を図るために必要な事項
- (3) 関連事業者及びその他市場関係事業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理に努めなければならない。
 - ア 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届けるとともに、施設のわかりやすい場所に掲示すること。
 - イ 高温下に物品を長時間放置しないこと。
 - ウ 物品の適正な温度管理を行うこと。
 - エ 店舗等使用施設を清潔に保つこと。
 - オ その他品質管理の徹底を図ること。

第6章 市場施設の使用

（使用指定許可）

第33条 条例第45条の規定により市場施設を使用しようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（第32号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、市場施設の使用を指定し、又は許可したときは、市場施設使用指定（許可）書（第33号様式）を交付する。

（使用期間）

第34条 市場施設の使用期間は、2年以内とする。ただし、これを更新することができる。（市場施設の変更等の禁止）

第35条 条例第46条ただし書の規定により市場施設の用途の変更又は転貸等の承認を受けようとするときは市場施設用途変更（転貸）等承認申請書（第34号様式）を、原状変更の承認を受けようとするときは市場施設原状変更承認申請書（第35号様式）を市長に提出しなければならない。

2 使用者が市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 変更承認を受けた者は、工事等の完了後遅滞なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければこれを使用することができない。

（施設の修繕等）

第36条 市長は、使用者が市場施設を損傷したとき、又は市場施設において危険を生じるとおそれがあると認めるときは、その修繕又は除去その他必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定は、使用場所にある使用者の設備及び器具について準用する。

（清潔保持等）

第37条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理消毒等により常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

2 使用者は、常に商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

3 共通使用の市場施設については、清掃等に関する責任者及び費用の分担方法その他必要な事項を定め、市場等使用責任者届（第36号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、前3項の市場施設の清掃等について指定し、又は指示することができる。

（使用者負担の費用）

第38条 条例第50条第2項の規定による市長が指定する市場における電灯、電力、ガス及び水道等の費用で使用者の負担となるものは、次に掲げるものとする。

（1）使用者が使用指定施設において使用するもの

（2）使用者の申出により使用するもの

2 前項の費用の算定は計器による。ただし、計器により難しいときは、市長の定める算定

方法による。

(使用料の減免)

第39条 条例第51条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第37号様式)を市長に提出しなければならない。

第7章 管理

(検査員の証票)

第40条 条例第52条第2項に規定する検査に当たる者の身分を証する証明書は、二本松市公設地方卸売市場業務検査員証(第38号様式)とする。

第8章 補則

(物品販売等の許可申請)

第41条 卸売業者及び関連事業者以外の者が条例第43条の規定による物品の販売又はその他の事業の許可を受けようとするときは物品販売等許可申請書(第39号様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(販売未了物品の報告)

第42条 卸売業者は、条例第56条の規定に該当した場合は販売未了物品報告書(第40号様式)により市長に報告しなければならない。

(住所不明の場合の措置)

第43条 市長は、住所又は居所不明のため書類の送達をすることができないときは市場内の掲示板にその旨を掲示する。この場合において、掲示の日から起算して7日を経過した日をもって書類が送達されたものとみなす。

(掲示事項)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市場内の見やすい場所にこれを掲示するものとする。

- (1) 条例第4条第2項の規定により開場の期日を変更するとき。
- (2) 条例第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、並びに同条第2項の規定により卸売の販売開始時刻及び終了時刻を変更したとき。
- (3) 条例第7条第2項の規定によりせり人のせり行為を停止したとき。
- (4) 関連事業者の許可若しくは買受人の承認をしたとき、又はその資格を失ったとき。
- (5) 条例第24条の規定により売買を差し止めたとき。
- (6) 条例第25条第1項ただし書の規定により場所を指定したとき。
- (7) 条例第54条の規定に基づく処分を行ったとき。
- (8) 条例第56条の規定により市長において、自ら卸売の業務を行うとき。
- (9) 卸売市場に関する法令又は条例若しくは規則の改正があったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認めたとき。

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の二本松市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和54年二本松市規則第11号。以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則により交付されたせり人章及び買受人章は、当分の間、この規則によるせり人章及び買受人章に替えてこれを使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の二本松市公設地方卸売市場条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

臨時^{営業}休業承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

次のとおり臨時^{営業}休業の承認を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第2条の規定により申請します。

期 日 又 は 期 間	
理 由	

第1号の2様式（第4条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は

代表者氏名

印

二本松市公設地方卸売市場内において卸売業務の許可を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

取扱品目の部類	部
資本金又は 出資金の額	円

- 添付書類
- 1 定款
 - 2 登記事項証明書
 - 3 役員名簿
 - 4 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
 - 5 その他市長が必要と認める書類

第 1 号の 3 様式 (第 4 条関係)



二本松市指令 第 号

卸 売 業 務 許 可 証

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は
代 表 者 氏 名

二本松市公設地方卸売市場 部において卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

二本松市長

印

第1号の4様式（第4条関係）

誓 約 書

二本松市公設地方卸売市場の として事業許可を受けましたので、関係諸法規を遵守し、誠実に業務を行うことはもちろん、万一諸法規に違反し、又はその他の指示に対して不都合の行為のあったときは、相当の処分を受けても異議ありません。

上記誓約いたします。

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

第2号様式（第4条の2関係）

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

二本松市長

二本松市公設地方卸売市場 部卸売業者

譲渡人 名称又は商号
氏名又は
代表者氏名

印

譲受人 住 所
名称又は商号
氏名又は
代表者氏名

印

二本松市公設地方卸売市場の卸売業務の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第4条の2第1項の規定により申請します。

取扱品目の部類 部
譲渡し及び譲受けの時期 年 月 日予定
譲渡し及び譲受けを必要とする理由
譲渡し及び譲受けの内容及び条件

第3号様式（第5条関係）

物品の保管(保管費用等)処理届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

次のとおり物品の保管、卸売(保管の費用、差損金の処理)をしたので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第5条第1項の規定によりお届けします。

買受人氏名		
条例第30条第2項 該当	物品名	
	数量	
	卸売者	
	理由	
条例第30条第3項 該当	価格	
	卸売価格	
	差額	
	処理内容	

第4号様式（第5条関係）

定 款 等 変 更 届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は
代表者氏名

印

次のとおり定款等を変更したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第5条第2項の規定によりお届けします。

- 1 変 更 事 項 定款 役員 資本(出資)金
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日
- 4 登記年月日
- 5 そ の 他

○ 変更定款、役員名簿、議事録、議案等を添付のこと。

第5号様式（第5条関係）

解散(廃業、商号等変更)届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次の理由により解散(廃業、商号等変更)したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第5条第3項の規定によりお届けします。

解散(廃業、商号等変更) 年 月 日	年 月 日
理 由	

第6号様式（第5条関係）

業務（開始、休止、再開、廃止）届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次のとおり業務（開始、休止、再開、廃止）したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第5条第3項の規定によりお届けします。

期 日 又 は 期 間	
理 由	

第7号様式（第6条関係）

せり人登録申請書
登録更新

年 月 日

二本松市長

二本松市公設地方卸売市場 部卸売業者

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次の者をせり人として登録、登録更新を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

氏名	住 所	生年月日	経 験	登 録 日 年 月	登録番号

第9号様式（第6条関係）

(表)

せり人登録証	
写 真 割印	所属卸売業者名
	氏 名
	年 月 日生
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
上記の者は、二本松市公設地方卸売市場 部せり人として登録していることを証明する。	
	年 月 日
	二本松市長 印

(裏)

(注 意 事 項)	
1	本証は、売買取引に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証を紛失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
5	本証は、登録の取消し又は有効期限後は、直ちに市長に返還しなければならない。
6	本証の有効期間は、登録の日から 年とする。

第10号様式（第6条関係）



第11号様式（第7条関係）

せり人登録証(せり人章)紛失(損傷)届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

せり人登録証(せり人章)を 紛失 損傷 したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則
第7条の規定によりお届けします。

せり人氏名		
せり人住所		
登録番号		
貸与年月日		
紛失損傷の区別	紛失	損傷
紛失損傷の理由		
摘 要		

第12号様式（第8条関係）

役員等の記章及び帽子の指定(変更)届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

次のとおり役員等の記章及び帽子を指定(変更)したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第8条第2項の規定によりお届けします。

記章、帽子の区分	記章	帽子	
指定(変更)の区分	指定	変更	
形状寸法			
色			
指定(変更)数量			
指定(変更)年月日			
摘要			

第13号様式（第10条関係）

買受人承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

業 種

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次のとおり青果部買受人として承認を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

○添付書類

- 1 履 歴 書(法人にあつては定款又は規約)
- 2 住民票の写し(法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書)
- 3 市町村長の身分証明書(法人にあつては役員全員)
- 4 市税納税証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

第14号様式（第10条関係）

買 受 人 承 認 書

第 年 月 日 号

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は
代表者氏名 様

二本松市長 印

二本松市公設地方卸売市場 部買受人として承認します。

1 条 件

2 承認番号 第 号

第14号の2様式（第10条の2関係）

買受人参加補助者承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

業 種

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次のとおり青果部買受人参加補助者としての承認を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第10条の2第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

氏名	生年月日	住所	買受人との続柄

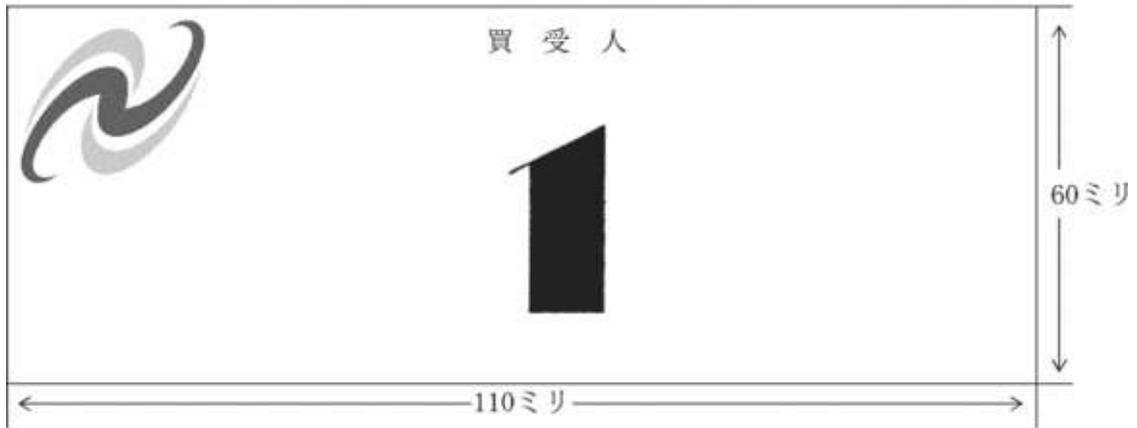
○添付書類

- 1 履歴書
- 2 住民票の写し
- 3 市町村長の発行する身分証明書

第15号様式（第10条関係）

買 受 人 章

青果部



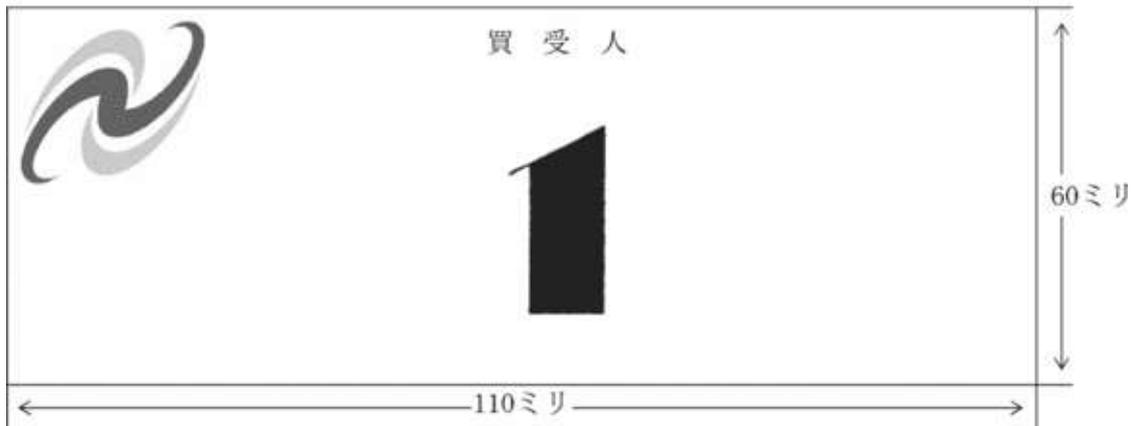
緑色

市章 黒色

文字 黒色

数字 黒色

水産物部



白色

市章 緑色

文字 緑色

数字 黒色

第15号の2様式（第10条の2関係）

買受人参加補助章



青果部	地色	緑色
	市章及び文字	黒色
	数字	黒色
水産物部	地色	白色
	市章及び文字	緑色
	数字	黒色

第16号様式（第10条関係）

買受人章再交付申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

次の理由により買受人章の再交付を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第10条第4項の規定により申請します。

章 標 番 号	
理 由	

第17号様式（第11条関係）

解散(廃業、商号等変更)届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次の理由により解散(廃業、商号等変更)したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第11条第1項の規定によりお届けします。

解散(廃業、商号等変更) 年 月 日	年 月 日
理 由	

第18号様式（第11条関係）

業務(開始、休止、再開、廃止)届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者名

印

次のとおり業務(開始、休止、再開、廃止)したので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第11条第1項の規定によりお届けします。

期 日 又 は 期 間	
理 由	

第19号様式（第14条関係）

関連事業許可申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

印

二本松市公設地方卸売市場内において関連事業の許可を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第14条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

関連事業の種類			
事業の内容(方法)			
商 号			
企 業 形 態			
資 本 金	円	出 資 金	円

- 添付書類 1 履 歴 書(法人にあつては定款又は規約)
- 2 住民票の写し(法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書)
 - 3 市町村長の発行する身分証明書(法人にあつては役員全員)
 - 4 納税(資産)証明書(法人にあつては貸借対照表)
 - 5 事業計画書
 - 6 その他市長が必要と認める書類

第20号様式（第14条関係）

関 連 事 業 許 可 証

第 号
年 月 日

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

二本松市長

印

二本松市公設地方卸売市場において関連事業の業務を営むことを許可します。

商 号	
関連事業の種類	
事業の方法 (内 容)	
許 可 条 件	

第21号様式（第21条関係）

上 場 変 更 届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次の理由により上場を変更したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第21条第4項の規定によりお届けします。

変 更 上 場 品 名	
変 更 上 場 数 量	
変 更 上 場 順 位	
変 更 の 理 由	

第22号様式（第22条関係）

市場以外にある物品引渡申出書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次のとおり市場以外にある物品を引き渡したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第22条の規定により申し出ます。

物 品 名	
数 量	
引 渡 し の 場 所	
添 付 書 類	位 置 図

第23号様式（第23条関係）

承認申請書
受託契約約款
変更承認

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

このたび、別添のとおり委託契約約款を定め(変更し)ましたので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第23条第1項の規定により受託契約約款及び関係書類を添えて申請します。

第24号様式（第25条関係）

販 売 原 票

年 月 日

販売委託者

様

住 所

名称又は商号

氏名又は
代表者氏名

出 荷 者	品 名	売買取引 の方法	数 量	単 価	金 額	買 受 人
売 上 げ 合 計						
		円				

第25号様式（第25条関係）

売 渡 票

買 受 人	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円

買 受 人	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円

買 受 人	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円

買 受 人	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円

買 受 人	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円

第25号の2様式（第25条関係）

売 買 仕 切 書

年 月 日

様

品 名	売 買 取 引 の 方 法	数 量	単 価	金 額	買 受 人
				売 上 金 額 合 計	
				手 数 料	
				差 引 仕 切 金 額	

第26号様式（第28条関係）

出荷者不明物品販売承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代 表 者 氏 名

印

次のとおり出荷者不明の物品がありましたので出荷者不明物品として販売したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第28条第1項の規定により申請します。

品 名	
数 量	
出 荷 年 月 日	
取 扱 方 法	

第30号様式（第30条関係）

出荷奨励金交付承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次のとおり出荷奨励金を交付したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第30条第1項の規定により申請します。

出荷者	住 所	
	氏 名	
交 付 理 由		
対 象 品 目		
交 付 基 準 (率)		
交 付 金 額		
期 間 又 は 期 日		
交 付 方 法		
備 考		

第31号様式（第30条関係）

完納奨励金交付承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次のとおり完納奨励金を交付したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第30条第1項の規定により申請します。

相手方	住 所	
	氏 名	
交 付 理 由		
交 付 基 準 (率)		
交 付 金 額		
期 間 又 は 期 日		
交 付 方 法		
備 考		

第31号の2様式（第31条の2関係）

委託手数料率届出書

年 月 日

二本松市長

住所

名称又は商号

印

二本松市公設地方卸売市場条例第38条第1項の規定により、委託手数料の率を下記のとおり届け出ます。

記

取扱品目	委託手数料の率	届出の区分	適用開始日
		新規 変更	
周知方法			

第31号の3様式（第31条の2関係）

事業計画書

1 事業の現況

2 当該委託手数料の率の理由

3 委託手数料届出後の事業概要

4 卸売事業の見込み

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高見込み及び売上損益見込み

年 度	取 扱 品 目	受託販売			買付販売			合計		
		数量	金額	委託手 数料	数量	金額	買付販 売損益	数量	金額	売上総 利益
本年度		t	千円	千円	t	千円	千円	t	千円	千円
次年度										

注 取扱品目の欄には、青果部にあつては野菜(輸入野菜に係るものを除く。)、輸入野菜、果実(輸入果実に係るものを除く。)、輸入果実、漬物及びその他に、水産物部にあつては生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、それぞれに区分して記載すること。

(2) 集荷先別の取扱高の見込み

年 度	区分 取扱品目	生産者 個人	生産者 任意組 合	出荷 団体	産地 出荷 業者	商社	他市 場卸 売業 者	他市 場仲 卸業 者	その 他	合計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
本年度										
次年度										

注

- 1 取扱品目の欄には、青果部にあつては野菜、果実及びその他に、水産物部にあつては生鮮水産物、冷凍水産物、塩干加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
- 2 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
- 3 青果部にあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
- 4 水産物部にあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄及び他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

第31号の4様式（第31条の2関係）

予定貸借対照表

税込・税抜

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
(資産の部)		(負債の部)	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金		受託販売未払金	
売掛金		販売買掛金	
商品		未払金	
前払費用		預り金	
立替金		法人税等充当金	
仮払金		未払消費税	
2 固定資産		未払地方消費税	
(有価固定資産)		2 固定負債	
車両運搬具		長期借入金	
工具器具備品		預り保証金	
(無形固定資産)			
電話加入権		負債合計	
ソフトウェア			
保証金		(純資産の部)	
(投資その他の資産)		1 株主資本	
関係先出資金		(資本金)	
供託保証金		資本金	
保険積立金		(利益剰余金)	
長期前払保険		繰越利益剰余金	
預託金			
		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産の合計	

注 科目について追加項目のある場合は、追加をして記載すること。

第31号の5様式（第31条の2関係）

予定損益計算書

税込・税抜

科目	金額(千円)	
1 純売上高		
受託販売売上高		
販売品売上高		
2 売上原価		
期首棚卸高		
受託販売仕入		
販売品仕入		
商品引取運賃		
合計		
期末棚卸高		

注 科目について追加項目のある場合は、追加をして記載すること。

第32号様式（第33条関係）

市場施設使用指定(許可)申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次のとおり市場施設の使用指定(許可)を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第33条第1項の規定により申請します。

使用の目的	
施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用時間	午 前 時 から 午 前 時 まで 後 後
そ の 他	

第33号様式（第33条関係）

市場施設使用指定(許可)書

年 月 日

住 所
名称又は商号
氏名又は
代表者氏名 様

二本松市長 印

次のとおり二本松市公設地方卸売市場の施設の使用を指定(許可)します。

使用の目的	
施設の種類	
位 置	
面 積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用時間	午 前後 時 から 午 前後 時 まで
使用指定(許可)条件	
そ の 他	

第34号様式（第35条関係）

市場施設用途変更(転貸)等承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は

代表者氏名

印

次のとおり市場施設の用途変更(転貸)したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第35条第1項の規定により申請します。

施 設 の 種 類	
位 置	
面 積	
変 更(転貸)の 理 由	
変 更(転貸)の 期 間	
変 更 後 の 用 途	
転貸後の相手方の住所氏名	
摘 要	

第35号様式（第35条関係）

市場施設原状変更承認申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏 名 又 は

代表者氏名

印

次のとおり市場施設の原状を変更したいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第35条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

施 設 の 種 類	
位 置	
面 積	
変 更 の 目 的	
変 更 の 内 容	
工 事 費	
工 事 期 間	
摘 要	・添付書類 (1) 設計図書 (2) 仕様書 (3) 費用見積書 (4) その他必要と認める書類

第36号様式（第37条関係）

市場等使用責任者届

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は

代表者氏名

印

次のとおり市場等使用責任者を定めたので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第37条第3項の規定により、お届けします。

使用責任者氏名	
指定した施設名	
指定した業務	
費用分担方法	
摘 要	

第37号様式（第39条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は

代表者氏名

印

次のとおり使用料の減免を受けたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第39条の規定により申請します。

使用料の種類	
納付すべき使用料	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の金額	
減免の理由	
備考	

(2部提出のこと。)

第38号様式（第40条関係）

（表）

第 号	
二本松市公設地方卸売市場業務検査員証	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
年 月 日	
二本松市長 印	

9.5cm

6.5cm

（裏）

（注 意 事 項）

- 1 本証は、二本松市公設地方卸売市場条例第52条第1項の規定による立入検査をする場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。
- 5 異動、退職又は有効期限後は、直ちに返還しなければならない。

第39号様式（第41条関係）

物品販売等許可申請書

年 月 日

二本松市長

住 所

名称又は商号

氏名又は

代表者氏名

印

次のとおり物品販売を行いたいので、二本松市公設地方卸売市場条例施行規則第41条の規定により申請します。

事業種類	
事業内容	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	・添付書類 (1) 法人にあっては定款又は規約個人にあっては住民票の写し (2) 納税証明書 (3) その他必要な書類

